

## 新最終処分場工事施工中の環境モニタリングに係る有識者会議設置要項

### (目的)

第1条 新産業廃棄物最終処分場（以下、「施設」という。）の建設に当たって、周辺的生活環境を保全し、施設に対する周辺住民からの信頼性の確立を図るため、一般財団法人茨城県環境保全事業団（以下、「事業団」という。）は、新最終処分場工事施工中の環境モニタリングに係る有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 会議は、施設に関する次の事項について審議する。

- (1) 施工中の周辺環境の状況等の環境モニタリングについての計画及び結果の評価
- (2) モニタリング結果の情報公開及び住民の理解を深める取組に関すること

2 会議は、前項のほか、必要な事項について調査、検討する。

3 会議は、前2項の結果に基づいて事業団に対して指導・助言できる。

### (組織等)

第3条 委員は、茨城県及び日立市と協議の上、事業団が決定する。

2 会議には、座長及び副座長をおく。

3 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

4 座長は、会議を代表し、会議を統括する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときには、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は、座長が必要に応じ招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 座長は、必要があると認めるときには、一部の委員による会議を開催することができる。

4 座長は、必要と認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、事業団において処理する。

### (委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

### 付 則

この要項は、令和6年3月1日から施行する。